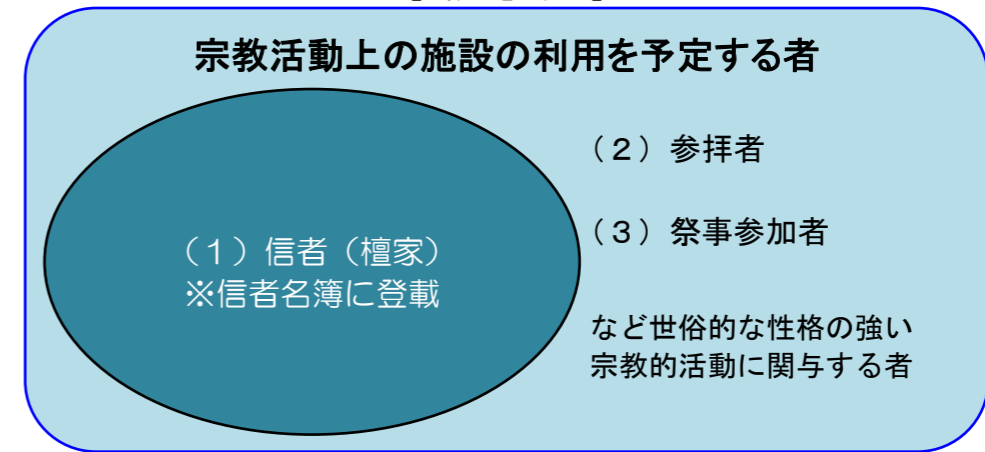


宗教に関する個人情報の収集方法の見直しについて

1 個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称	都市局都市部宅地課	
2 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的	名称	社寺仏閣等に係る開発行為等許可事務
	目的	市街化調整区域における社寺仏閣等に係る開発行為等について規制を行うことにより、市街化調整区域の無秩序な市街化の防止を図る。
3 個人情報の対象者の範囲	申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者	
4 個人情報の収集先及び収集する個人情報の項目	収集先	申請者(宗教法人)
	項目	(1)申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者の住居の分布図 (2)(1)の信者の住所及び氏名
5 情報収集方法		
6 収集を行う理由	<p>開発行為等の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるため。</p> <p>【考え方】</p> <p>(1)「開発許可制度運用指針」によると、社寺仏閣に係る開発行為の許可の可否については、当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らして判断する旨が規定されていること。</p> <p>(2)市街化調整区域において、宗教活動上の施設の建築が認められるのは、当該施設がその周辺に居住している信者の日常の宗教的生活に必要な施設である場合に限られることから、相当数の信者が実際に居住していることを確認する必要がある。このことを確認するためには、信者の住居の分布図等を収集する必要があること。</p>	



【概念図】



3 個人情報の対象者の範囲	申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する宗教施設の利用を予定する者(利用予定者)	
4 個人情報の収集先及び収集する個人情報の項目	収集先	同上
	項目	次の事項が記載された申告書を市長あてに提出してもらう。 (1)利用予定者の住所、氏名 (2)当該宗教施設を利用する旨
5 情報収集方法		
6 収集を行う理由	<p>開発行為等の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるため。</p> <p>【考え方】</p> <p>(1)「開発許可制度運用指針」では、宗教活動上の施設に係る開発行為の許可を行う際は、「特に当該地域に立地する合理的事情が存する」必要があるとされており、本市では、当該施設の利用予定者がその周辺に相当数居住していることをもって「合理的事情」があると判断している。そして、このことを確認するためには、申請地の周辺に居住している当該施設の利用予定者に自分が利用予定者であることを申告してもらうことが合理的であり、その他に合理的な手段はない。</p> <p>(2)当該個人情報を収集しないこととした場合は、申請地の周辺に実際に利用予定者がいるかどうかを確認できないため、申請者の自己申告の内容で許可を行うこととなり、結果として社寺仏閣が市内の市街化調整区域に乱立するという問題が生じる。このことは、市街化調整区域を市街化を抑制する区域とし、開発許可制度により市街化調整区域における無秩序な市街化を防止している都市計画法の趣旨に反する。</p> <p>※ なお、上記の見直しの内容については、11月に千葉市開発審査会に説明を行い、了承を得ております。</p>	